

平成30年度第1回千葉県国土利用計画地方審議会議事録

1 会議の日時 平成30年12月27日（木曜日）
午前10時から11時30分まで

2 場 所 プラザ菜の花 3階 菜の花

3 出席者の氏名

(1) 審議会委員

北原理雄会長（議長）、伊藤忠良副会長、池邊このみ委員、石川幹子委員、
入江晶子委員、大江靖雄委員、小坂泰久委員、志賀和人委員、轟朝幸委員、
中村暁美委員、仲村秀明委員、西田三十五委員、松戸隆政委員（計13名）

(2) 事務局職員

永島総合企画部次長、中村政策企画課長
総合企画部政策企画課 榊田副課長、高森地域政策班長、稲主査、
海老原副主査、大塚主事

4 議事録署名人

北原会長が轟委員及び中村委員を指名。

5 会議に付した議題

- (1) 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング調査要領（案）について（報告）
- (2) その他

6 議事の概要

- (1) 第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング調査要領（案）について（報告）

（国土利用計画調査検討部会からの報告）

池邊委員 調査検討部会は、大江委員、岡委員、志賀委員、中村委員、私を含めて5名の委員により、今年9月及び10月に開催され、第5次計画のモニタリング指標等について、各委員がそれぞれの専門的な知見から意見を出し合い、議論を重ねてきた。

モニタリング指標の構成については、これまで第4次計画では農用地や森林など利用区分別に整理していたが、第5次計画では、県土利用の質的な状況を的確に把握できるように、計画の体系に沿って構成を整理した上で、指標を取りまとめた。

また、指標の内容についても、第4次計画のときの指標を精査した上で、第5次計画における新たな施策に係る指標を追加した結果、全体で

118 指標を選定した。

第5次計画のモニタリング調査要領等の詳細な内容については、事務局から説明をお願いしたい。

(議事説明)

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 (資料1「国土利用計画におけるモニタリングについて」、資料2「県土利用のモニタリングに関する調査要領(案)」、資料3「第4次計画から第5次計画へ採用したモニタリング指標(案)一覧表」及び資料4「モニタリング指標(案)総括表」に基づき説明

議長 それでは審議いただく。質問・意見のある方は発言をお願いします。

(資料2 県土利用のモニタリングに関する調査要領(案))

○モニタリングと計画評価の関係

志賀委員 「モニタリングと計画評価の関係」において、モニタリングは2年ごとに個々の指標の傾向を把握し、計画評価は7年後に事後評価を行うと書いてある一方で、「モニタリング・計画評価制度の流れ」において、モニタリングの中に「目標達成状況に応じて再検証」と書いてある。目標年次の2025年までは期間が長く、社会的変動も非常に大きいと思われることから、2年ごとに行うモニタリングは指標の傾向を把握するだけでなく、目標達成状況に応じて再検証するというところでどう結び付けていくのかが順応的管理のポイントになるので、そのような関係をもう少し明確に示した方が良い。この表現だとモニタリングは個々の指標の傾向を把握するだけだと受け取られかねない。

議長 次回までに事務局において整理をお願いします。

(資料4 モニタリング指標(案)総括表)

○基本方針1「人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用」

石川委員 「持続可能な都市構造の形成」は非常に重要であり、「コンパクト+ネットワーク」における「立地適正化計画」は大きく動き出しているため、これは必要な指標だと思う。

もう1つ大事な「都市のスポンジ化」について、空き地が発生し、空き家も発生し、空洞化がどんどん進んでいるのは動かし難い現実である。ここに指標がNo.10~13まであり、「空き家」に関しては3つ並んでいるが、「空き地」に関しては面積の指標しかなく、対応に関する指標がないのが一番大きな問題だと思う。空き地に関しては、昨年都市緑地法が改正され、こうした空き地を市民緑地にしたり、市民参加で活用したりすることができる法制度になった。No.10、11は現状の把握ということでこれで良いと思うが、No.12、13が「空き家」だけなので、どちらか

1つを「空き地」に関する指標にして欲しい。これは公園緑地課の所管で、都市緑地法の改正の中で、しかるべき都市計画的な手法が位置付けられており、その指定であるとか、団体がどうであったかなど、十分統計が取れる数値であると思われるので、是非それを指標に載せて欲しい。

事務局 都市緑地法の改正に伴い、空き地に関してどのような指標が設定可能なのか、担当課と相談し検討していきたい。

志賀委員 1.3の「産業の持続発展と県内外との交流基盤の整備」の項目で、「製造品出荷額」が指標にあがっているが、産業の持続的発展といったときに、今後の千葉県における産業の持続的発展のイメージからすると指標が製造業だけというのは少し違和感がある。流通、金融、情報などの指標も入っていた方が、今後の千葉県における産業の持続的発展を考えたときにより良いのではないかと思う。

事務局 指標としてどのようなものがあるのかを含め、御意見を踏まえて、担当課等と調整していきたい。

轟委員 まず全体的なところに係るもので、社会状況の変化がわかる指標を今回新しく加えて、基本方針1では常住人口や高齢化率により、社会のトレンドを押さえておこうとするのは理解したが、これが千葉県でいいのか、あるいは関東や国全体のトレンドがいいのか、場合によっては世界といった地球規模での動きも載せておいた方がいいのではないかと思うので、検討をお願いします。

もう1点は、No.43「交流人口」について、「取組」に関する指標はどちらかというインプットに係る指標が並んでいると思うが、この「交流人口」だけがインプットというよりアウトカムであると思われる、何らかの施策をした後、これが増えるという成果になるので、むしろこの指標は、上の「計画実現に向けた措置」に係る指標に入ってくるのではないか。その辺りの考え方も含めて説明をお願いします。

事務局 1点目については、あくまで千葉県の土地利用に与える影響を見るため、千葉県の人口や高齢化率を対象にしていきたいと思っているが、国の全国計画も参考にしつつ、2年に1回のモニタリングや最終年度の事後評価の中で、関東や国全体の状況と千葉県の状況を総括的に捉えられればと思う。

2点目の交流人口の指標については、確かに施策が反映されることによって、アウトカムとして交流人口が増える性格があり、他の指標がインプットとしての性格があることからすると、交流人口は「計画実現に向けた措置」に係る指標の方が相応しいと考えられるので、修正等を検討していきたい。

○基本方針2「県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生」

石川委員 「暮らし」というのはまさにたくさんの県民が暮らしている都市が当然関わってくるので、指標 No. 47 の「里山活動団体」がトップに来るのは不自然な気がする。

No. 48 の「生物多様性戦略」は非常に大事なことであるので、これは良いと思うが、多くの県民が住んでいる暮らしに関わる場所での自然環境の保全再生というのは、「緑の基本計画」が基本となる法制度であり、市町村が策定主体で、条例や市町村の実情も反映することとされているので、指標に入れて欲しい。実は、「緑の基本計画」はほとんどの市町村が10年以上前に策定されてから見直しが行われておらず、全国の「緑の基本計画」のプロセス等をチェックしている中で、千葉県各市町村が優良事例としてあがってきたのがこれまで全くないので、しっかり指標に入れて欲しい。

事務局 No. 47「里山活動団体による森林整備面積」については、「計画実現に向けた措置」に係る指標として適切かどうか再検討していきたい。

「緑の基本計画」については、千葉県内で策定している市町村数は半分程度と少ない状況であるが、これを基本に緑地の保全等が行われる重要な計画であるので、担当課と協議しながら指標の採用について検討していきたい。

志賀委員 千葉県の森林の場合、都市近郊とか里山林地内が非常に多い。来年度から森林環境譲与税が国税として県、市町村に交付される中で、特に東葛地域において、住民にとって身近な森林を住民が税金を払った財源によってどう整備するかは今後非常に大きな問題になってくる。そのときに都市計画サイドや農振地域との関係で、森林地域を農業振興だけでない形でどう管理していくかがかなり重要になってくるので、その辺りをどう指標化するかはよく検討して欲しい。従来、札幌市、仙台市、神戸市の都市計画サイドの中で、緑地の保全や森林の管理等の先進事例があるが、千葉県の場合は市町村だけでなく県と連携しながら、特に東葛地域においてどう対応していくかは大きな課題だと思うので、そのような観点で再検討して欲しい。

入江委員 「里山の保全」と「再生可能エネルギー」の関連について聞きたい。近年林地開発によるメガソーラーが千葉県でも非常に増えているが、再生可能エネルギーを推進していくことは必要である一方で、どこまで林地開発をして良いのかということについて、他県では、立地規制の条例ができています。千葉県として森林の保全と再生可能エネルギーとの関連をどう考えているのか、また何か目標設定のような議論が行われているのか教えて欲しい。

事務局 個別の内容については確認していきたいと思うが、総論的には、土地利用基本計画の中に土地利用が重複する場合の調整方針を盛り込んで

いるで、それに則って土地利用の調整を図っていくこととしている。

池邊委員 事業用の太陽光発電施設については、来年4月から、各市町村の景観部局でチェックを受けないと届出を受け付けられないところも出てきている。ただし、千葉県ではまだ景観行政団体になっていない市町村もあるので、千葉県内で大規模なメガソーラーの設置が続いてしまっている中、景観行政団体になっていない市町村における届出についてどのように対応するのか、県においても対応策を検討して欲しい。

議 長 モニタリング指標の内容を超える部分もあるが、是非県として市町村だけに任せずにどういう対応ができるか検討をお願いします。

入江委員 指標 No. 50、51、52 の目標設定はどのように見たらよいのか。資料では「一」となっていますが、目標が横ばいとしてこれを抑えていく方向なのか、それとも開発を進めていく方向なのか、その辺りの基本的なことについて教えて欲しい。

事務局 No. 50～52 は林地開発許可に関する指標となるが、開発許可は申請主義であり、上がってくるものに対する件数や面積については目標を設定することができないため、また、上がってきた案件に対し、法制度に照らして要件に合致すれば許可されることとなるため、横バー「一」としてあえて目標を設定しない形にしている。

石川委員 「健全な水循環の維持・回復」については水質に関する指標だけがあがっているが、例えば東京都では、地下水の循環ということで、湧水が激減している中、いかに湧水を維持・復活させるかを今後の非常に大きな政策課題として掲げているので、千葉県において県土の利用という点から地下水の循環をどのように考えているのか教えて欲しい。

事務局 千葉県内での地下水の循環、湧水の状況の確認を含めて、関係課と協議しながら対応を検討していきたい。

石川委員 「温暖化対策」はこれからの県の国土利用計画にとって極めて大事であり、ヒートアイランドの問題は都市の緑化などの対策が行われるわけだが、温暖化の指標が「森林吸収源対策としての間伐実施面積」だけなのは不十分だと思う。

事務局 「温暖化対策」については、環境保全の基本となる環境基本計画を現在千葉県では見直しをしている段階であり、その中で示されている温暖化対策に関する指標と整合を図った結果、「森林吸収源対策としての間伐実施面積」だけとなった。この他に何か指標がないか関係課と協議しながら対応を検討していきたい。

志賀委員 森林吸収源対策だけでなく、二酸化炭素を出していく方の指標がないとバランスが取れないと思う。

○基本方針3「災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築」

仲村委員 指標 No. 83 は「地震による被害件数」という形になっているが、自然災害は様々なものがある中で、地震だけに限定している理由は何かあるのか。

事務局 指標を選ぶ中で地震をピックアップしたが、特に地震だけに限定しないといけない理由はないので、再検討したいと思う。

仲村委員 危機管理課で内水氾濫など様々な自然災害の統計をとっていると思うので、しっかり指標に反映するようお願いする。

中村委員 資料3の第4次計画指標 No. 41「山地災害危険地区の防災工事着工箇所数」について、海岸や河川の整備率は上昇しており今回指標にもあがっているが、一方、崖や土砂災害に対しての防災工事着工箇所数が今回指標にあがっていないのは、統計的に資料がないということで外したのか。もし統計資料があるのであれば今回も指標に入れた方が良いのではないかと思う。

事務局 第4次計画のときの傾向として、事業費の縮減や1工事箇所の複数年施工の増加などから、着工箇所数の伸びがほとんどなく、ほぼ横ばいの傾向が続いていたため、引き続き同様の傾向が続くと思われ、今回第4次計画の指標を取捨選択する際に、これまでの変動状況とこれからの変動状況を見た中で今回指標から削除した。

中村委員 変動はないかもしれないが、大雨による土砂災害も多いので強化していかねばいけないところではないかと思う。

事務局 状況について再度確認して検討していきたい。

議長 項目としてあるかということはそれを重視しているかという政策的な意思表示になるので、是非再検討をお願いする。

石川委員 災害対策は極めて大事であり、東日本大震災から10年近く経つことになるが、その教訓として、事前復興という、自分たちの街で災害が起きた場合に備えて、事前に住民が集まってプランを作り、災害が起きた場合どうしたら良いのかや、自分たちの街はどれだけ安全で、危険と思われる地域はどこか把握しておくなど、ソフト面での様々な取組が東海・東南海の高知県や静岡県等で進んでいる。

「ソフト対策」の指標にそういう取組が入っていないので、県の考えを教えて欲しい。

事務局 確かに事前復興という予防的意味合いの指標は入れていないが、千葉県として事前復興の取組をしているかどうかや、国土強靱化や災害に強いまちづくり等の状況を確認しつつ、どのような指標が適切か、または対応可能かどうか関係課と協議しながら対応を検討していきたい。

○基本方針4「多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い」

石川委員 基本方針4は今回新しい動きで、ここにどのような指標を入れていくかは非常に大事になる。

指標 No. 106～108 の出典が県民生活・文化課となっているが、関係する各課がいろいろな協力のプログラムを持っているので、No. 106～108 の指標の出し方、どこからどういう指標を出してくるのかをもう少し詰めると、この項目が本当に特徴のある大事な柱になるのではないかと思う。

また、国土利用、土地利用からすると、「美化活動」を前面に出すのではなく、千葉県の大きな特徴であり、都市に住む人や地域の人など様々な人が関わっている千葉県の新しい動きとしての「里山活動団体」の指標を埋没させずに前面に出すことで、「多様な主体の交流・連携・協働」を国土利用計画の中で適切に位置付けるのが大事であると思う。

事務局 No. 106～108 の指標については、市民活動ということで色の付いていない全体的なものであるもので、例えば市民活動のうち国土利用、土地利用に係るものを抽出するとか、他の指標を持ってくるとか、再度検討していきたい。

議長 千葉県らしい県民の取組というのは、里山が代表的なものであり、それ以外にもあると思うので、そういったものを評価して伸ばしていける指標になるよう検討をお願いします。

池邊委員 指標 No. 117「教育の森利用者数」について、第4次計画の基準年2004年では7,489人だったが、2015年には3,019人とほぼ半減になっている。これをもって教育の森はいらないのかという議論になってしまうと非常に問題である。教育の森というのは基本的に教育委員会が子供のための施設などを作っているが、それが老朽化しているため、市町村の施設を使わないで、キャンプなどの他の施設に行っている事例が多くなっている。こうした問題により、このままだともっと減少する結果になってしまうので、取扱いについて検討して欲しい。他の都道府県では、所管を公園緑地課に変えて、指定管理者制度により森林を管理し、子供たちにより良く遊んでもらえるような施設に転換している事例もある。

石川委員 公園についてもPark-PFIという公募設置管理が入るような激動の時代になり、今まで整備してきたハードを活かして、どれだけそれを活性化していけるかということで、教育の森、県民の森、県立公園等も利用者はこれからどんどん増えるかと思う。

資料3の第4次計画指標 No. 86の「県立都市公園の開設面積」は今回削除されているが、ハードはあるわけで、これからはハードというよりは、基本方針4にあるように、支え合って交流して、ハードをどういうふうを活用していくかという第4次計画のときとは違う時代になる。それを踏まえると、「県立都市公園の利用者数」を指標に入れてもらおうと申

びしろが大きなものとなるので検討して欲しい。

事務局 ソフト面での有効活用というのは、最近出てきていると感じているが、すべての県立都市公園で利用者数を把握しているのかということもあるので、そうした状況を含め確認して検討していきたい。

議長 本日は委員の皆様からたくさん意見が出たので、それを踏まえて、事務局には、さらに、第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画におけるモニタリング調査要領（案）の作成に向けて、検討を進めるようお願いする。

（2）その他

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料5「第5次千葉県国土利用計画・土地利用基本計画のモニタリング調査要領及び計画評価制度設定に係る今後のスケジュール」に基づき説明）

6 その他必要な事項

次回（平成30年度第2回）は、平成31年2月6日（水曜日）午前10時から開催予定。

以上